

[事案 25-17] 障害給付金支払請求

・平成 25 年 8 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換時に不告知教唆があったこと等を理由に、転換後契約の取消しと、取消し後の転換前契約からの障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 23 年に転換した契約を取り消して、昭和 61 年に加入した転換前契約の傷害特約から、平成 22 年の転倒事故後、平成 24 年 3 月に症状固定と診断された身体障害の状態について、障害給付金を支払ってほしい。

- (1) 本契約転換の告知に際し、募集人による不告知教唆があった。
- (2) 平成 22 年の転倒事故での入院給付金請求時、または本契約転換時に、私の身体状態が障害給付金の支払事由に該当する可能性があることが分かっていたながら、傷害特約のある契約を転換させた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換前契約の傷害特約は転換の際に消滅しており、平成 24 年 3 月に症状固定と診断された申立人の身体障害状態は、特約保険期間中の症状固定の支払要件を満たさない。
- (2) 契約転換時、募集人の不適正な告知取扱は確認できず、また申立人が障害状態であるという認識は当社側にはなかった。
- (3) 申立人は納得のうえ契約転換を申し込んでいる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 本契約転換の際に、募集人による不告知教唆があったか否かについては、申立人と募集人の主張は全く異なり、募集人が不告知教唆を行ったと認めることができる証拠は見当たらず真偽不明のため、申立人の主張を認めることはできない。なお、不告知教唆の主張は、契約の取消しを求める法的な根拠とはならない。
- (2) 申立人は、転換前契約に傷害特約が付加されていることを知らなかったもので、契約転換により傷害特約がなくなるとの誤信はなく、錯誤の主張と考えることはできない。申立人が障害給付金の支払事由に該当する可能性があることを、募集人が知り得たかについては、申立人が将来、障害給付金の支払事由に該当する可能性を窺わせるようなやりとりがなされたと認められる証拠はなく、また、申立人に事情聴取（面談）しても、申立人の様子からそうした可能性を知り得たとは認められない。なお、保険会社においても、入院給付金請求時の診断書・本契約転換の際に提出された告知書・健診結果等より、申

立人が将来、障害給付金の支払事由に該当する可能性を知り得たとは認められない。